

## 2010年臨時総会における承認事項

ご承知のとおり、本会は新公益法人制度への対応のため、内閣総理大臣の認可を得て、2010年12月21日（移行登記日）より「一般社団法人」に移行いたしました。これに伴い、財務諸表等のご承認を頂くため、下記のとおり臨時総会を開催しました。

日 時：1月24日（月） 14：40～15：00  
場 所：京都リサーチパーク4号館2階ルーム2（京都市）  
出席者：出席正会員数 564名（委任状提出者549名を含む）  
（定款による定足数：538名＝総正会員数の3分の2）

小山清人会長が議長となり出席正会員の中から瀧川敏算氏、井上正志氏を議事録署名人に選出した後、以下の議案1、議案2に関してはそれぞれ審議し、いずれも満場一致異議なく原案を可決承認した。議案3に関しては原案の第3条を修正したものを満場一意で可決承認した。

- 議案1. 定款の一部改正の件
- 議案2. 特例民法法人としての最終事業年度に係る財務諸表等の承認の件
- 議案3. 会費規程の修正の件

### 議案1. 一般社団法人日本レオロジー学会定款の一部改正

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本レオロジー学会（英文表記：The Society of Rheology, Japan）と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市におく。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、レオロジーに関する学理及びその応用についての研究発表、知識の交換、会員相互及び内外の関連学会との連携協力等を行うことにより、レオロジーの進歩普及を図り、もってわが国の学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会、講演会の開催
  - (2) 学会誌その他刊行物の発行
  - (3) 研究及び調査の実施
  - (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
  - (5) 関連学術団体との連絡及び協力
  - (6) 国際的な研究協力の推進
  - (7) その他前条に定める目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

#### 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の定めによりこの法人に入会した者とする。

2 会員の種別と入会基準は次の4種とし、うち正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 レオロジーに関し学識経験を有する個人（このうち、レオロジーの発展に関して功績が特に顕著であって、総会の決議をもって推挙された正会員を名誉会員と称する。）
- (2) 学生会員 レオロジーに関連する分野を専攻する学生
- (3) 公共会員 レオロジーに関連する公共機関あるいはその図書室
- (4) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は法人

(入会)

第6条 この法人に入会しようとする者は、正会員、学生会員、公共会員又は賛助会員（以下「会員」という。）の種別に従い理事会が別に定める入会申込書を提出して、理事会の承認を受けなければならない。

2 理事会は、入会の申込に対し、前条各号に定める基準により、入会承認の可否を決定し、これを本人に通知する。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、この法人の事業活動に要する費用に充てるため、総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することによって、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合は、総会の決議によって除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規程に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 会長は、除名しようとする会員に対し、当該会員の除名を審議する総会開催日の1週間前までに、その旨を通知し、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、第1項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名決議が成立した旨を通知しなければならない。
- (会員の資格喪失)

第10条 前2条に定めるほか、会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 第7条に定める会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき

## 第4章 総会

(構成及び種類)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

3 第1項の総会をもって法人法上の社員総会とし、前項前段の通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
  - (2) 役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の選任又は解任
  - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
  - (4) 定款の変更
  - (5) 解散及び残余財産の処分
  - (6) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項の定めにかかわらず、個々の総会においては、第14条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は決議することができない。

(開催)

第13条 通常総会は、毎年度1回5月に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面による招集の請求が理事会にあつたとき

(招集)

第14条 総会は、日時、場所、目的及び審議事項を定める理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による招集請求があつたときは、請求のあつた日から6週間以内の日を総会の開催日とする招集をする。

3 会長は、会員に対し、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに総会の招集を通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数及び決議)

第17条 総会の議事は、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会において、総正会員の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事の選任は、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条第1項各号に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任する。

(書面表決及び委任表決並びに決議の省略)

第18条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、第14条第3項に基づきあらかじめ通知された事項について書面による議決権の行使又は他の正会員を代理人とする代理権を証明する書面を提出することによる議決権の代理行使をすることができる。

2 前項の場合における第17条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、総正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があつたものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから総会で選任された議事録記名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上15名
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 会長及び副会長は、理事会に対し、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。
- 5 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び法人の使用人に事業の報告を求め、又は自ら業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、第3号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。  
ただし、その請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、自ら理事会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- 7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求することができる。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 任期満了又は辞任により退任した役員は、退任によって第20条に定める定数が欠けた場合、退任した後も、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払を請求することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会をおく。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務及び権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 事業計画書、収支予算書の承認
- (4) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督

- (6) 会長及び副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 支部及び委員会その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を示した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第23条第5項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により会長以外の理事が招集する場合、並びに前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の定めにかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数及び決議)

第32条 理事会の議事は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が本人の意思表示が証明できる電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べた場合を除く。

(報告の省略)

第33条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 財産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(剰余金の分配)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第38条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 会長は、前項の承認を受けた書類を通常総会に提出し、うち第1号及び第2号の書類についてその内容を報告し、第3号ないし第5号の書類は、総会の承認を受けなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この法人の定款は、総会において、総正会員の3分の2以上の多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会等

(委員会)

第42条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、必要に応じ委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員から、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

4 委員会は、理事会の権限である業務の執行の決定をすることはできない。

(支部の設置等)

第43条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、必要な地に支部を設置することができる。

2 支部の役員は、正会員から理事会が選任する。

3 支部の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

4 支部は、理事会の権限である業務の執行の決定をすることはできない。

(相談役)

第44条 この法人に、任意の機関として若干名の相談役を置くことができる。

2 相談役は、正会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任し、会長が委嘱する。

3 相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べるることができる。

## 第10章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び正職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第46条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 社員名簿

(3) 役員名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類

(6) 事業計画書、収支予算書

(7) 事業報告書及びその附属明細書

(8) 貸借対照表及びその附属明細書

(9) 損益計算書（正味財産増減計算書）及びその附属明細書

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿並びに書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第47条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

3 主たる事務所の備付け帳簿及び書類は、法令の定めにより、以下のとおり、保管しなければならない。

(1) 前項第1項ないし第4号の書類 永久

(2) 前項第5号の書類 会議のあった日から10年間

(3) 前項第7号ないし第9号の書類 当該書類を提出する通常総会開催日の1週間前から5年間

(4) 監査報告書 提出のあった日から5年間

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護並びに公告の方法

(情報公開)

第47条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 前項に定める情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第48条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 前項の個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公告)

第49条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、下記の者とする。

会長	小山 清人 (山形大学大学院理工学研究科)
副会長	五十野善信 (長岡技術科学大学工学部)
副会長	堀米 操 (DIC (株) R & D 本部)
理事	伊崎 健晴 (三井化学株マテリアルサイエンス研究所)
理事	井上 正志 (大阪大学大学院理学研究科)
理事	上田 隆宣 (日本ペイント (株) R & D 本部)
理事	木内 政行 (宇部興産 (株) 研究開発本部)
理事	佐々木直樹 (北海道大学大学院先端生命科学研究院)
理事	四方 俊幸 (大阪大学大学院理学研究科)
理事	高橋 良彰 (九州大学先導物質化学研究所)
理事	瀧川 敏算 (京都大学大学院工学研究科)
理事	土井 正男 (東京大学大学院工学系研究科)
理事	長谷川壽一 (英弘精機 (株))
理事	松下 裕秀 (名古屋大学大学院工学研究科)
理事	森高 初恵 (昭和女子大学大学院生活機構研究科)
監事	薄井 洋基 (神戸大学)
監事	高橋 秀郎 ((財)名古屋産業科学研究所)

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業計画年度の開始日とする。

議案 2. 特例民法法人としての最終事業年度（2010年4月1日～12月20日）に係る財務諸表等

2.1 貸借対照表（2010年12月20日現在）

単位：円

科 目	最終事業年度	2009年度
<b>I 資産の部</b>		
<b>1. 流動資産</b>		
現金預金 現金手元有高	612,767	455,685
郵便振替(ゆうちょ銀行109店)	1,390,469	204,129
郵便振替(ゆうちょ銀行)	94,070	492,690
通常預金(ゆうちょ銀行宇都宮店)	322,079	121,010
普通預金(みずほ銀行出町支店)	469,250	243,739
普通預金(三菱東京UFJ銀行出町支店)	381,938	227,535
普通預金(三井住友銀行京都支店)	80,795	90,718
普通預金(三菱東京UFJ銀行京都支店)	63,406	50,848
普通預金(三菱東京UFJ銀行出町支店)	2,495,687	4,313,927
普通預金(三重銀行三重大学駅前支店)	89,996	39,988
普通預金(三井住友銀行佐倉支店)	274,765	171,309
普通預金(京都銀行三室戸支店)	283,823	720,285
普通預金(三菱東京UFJ銀行野並支店鳴子出張所)	250,128	108,807
普通預金(みずほ銀行徳島支店)	296,964	748,365
普通預金(西日本シティ銀行美しが丘出張所)	100,154	50,143
普通預金(住友SBIネット銀行株式会社)	48,585	30,892
流動資産合計	7,254,876	8,070,070
<b>2. 固定資産</b>		
(1) 基本財産		
定期預金(三井住友銀行京都支店)	10,000,000	10,000,000
定期預金(三菱東京UFJ銀行京都支店)	10,000,000	10,000,000
基本財産合計	20,000,000	20,000,000
(2) 特定資産		
退職給付引当資産	6,927,750	6,534,000
特定資産合計	6,927,750	6,534,000
(3) その他固定資産		
KRP権利金(床面積 37.32㎡ 無期借用)	765,600	765,600
什器・備品(パソコン ARO-SYSYTEM・Lesance DT)	100,522	158,309
その他固定資産計	866,122	923,909
固定資産合計	27,793,872	27,457,909
資 産 合 計	35,048,748	35,527,979
<b>II 負債の部</b>		
<b>1. 流動負債</b>		
未払金	1,400,790	
前受会費	1,364,000	4,073,000
仮受金	2,495,687	4,313,927
流動負債合計	5,260,477	8,386,927
<b>2. 固定負債</b>		
退職給付引当金	6,927,750	6,534,000
固定負債合計	6,927,750	6,534,000
負 債 合 計	12,188,227	14,920,927
<b>III 正味財産の部</b>		
<b>1. 指定正味財産</b>		
基本財産積立金定期預金	20,000,000	20,000,000
指定正味財産合計	20,000,000	20,000,000
(うち基本財産への充当額)	[20,000,000]	[20,000,000]
<b>2. 一般正味財産</b>	2,860,521	607,052
(うち基本資産への充当額)	0	0
正味財産合計	22,860,521	20,607,052
負債及び正味財産合計	35,048,748	35,527,979

## 2.1 付 貸借対照表 内訳表

(2010年12月20日現在)

単位:円

科 目	実施事業会計	法人会計	合 計
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金 現金手元有高	610,309	2,458	612,767
郵便振替(ゆうちょ銀行109店)		1,390,469	1,390,469
郵便振替(ゆうちょ銀行)		94,070	94,070
通常預金(ゆうちょ銀行宇都宮店)		322,079	322,079
普通預金(みずほ銀行出町支店)		469,250	469,250
普通預金(三菱東京UFJ銀行出町支店)		381,938	381,938
普通預金(三井住友銀行京都支店)		80,795	80,795
普通預金(三菱東京UFJ銀行京都支店)		63,406	63,406
普通預金(三菱東京UFJ銀行出町支店)		2,495,687	2,495,687
普通預金(三重銀行三重大学駅前支店)		89,996	89,996
普通預金(三井住友銀行佐倉支店)		274,765	274,765
普通預金(京都銀行三室戸支店)		283,823	283,823
普通預金(三菱東京UFJ銀行野並支店鳴子出張所)		250,128	250,128
普通預金(みずほ銀行徳島支店)		296,964	296,964
普通預金(西日本シティ銀行美しが丘出張所)		100,154	100,154
普通預金(住友SBIネット銀行株式会社)		48,585	48,585
流動資産合計	610,309	6,644,567	7,254,876
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産	0	20,000,000	20,000,000
基本財産合計	0	20,000,000	20,000,000
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	3,463,875	3,463,875	6,927,750
特定資産合計	3,463,875	3,463,875	6,927,750
(3) その他固定資産			
KRP権利金(床面積 37.32㎡ 無期借用)		765,600	765,600
什器・備品(パソコン ARO-SYSTEM・Lesance DT)		100,522	100,522
その他固定資産計	0	866,122	866,122
固定資産合計	3,463,875	24,329,997	27,793,872
資 産 合 計	4,074,184	30,974,564	35,048,748
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	1,400,790		1,400,790
前受会費		1,364,000	1,364,000
仮受金		2,495,687	2,495,687
流動負債合計	1,400,790	3,859,687	5,260,477
2. 固定負債			
退職給付引当金	3,463,875	3,463,875	6,927,750
固定負債合計	3,463,875	3,463,875	6,927,750
負 債 合 計	4,864,665	7,323,562	12,188,227
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
基本財産準備定期預金		20,000,000	20,000,000
指定正味財産合計		20,000,000	20,000,000
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	△ 790,481	3,651,002	2,860,521
正味財産合計	△ 790,481	23,651,002	22,860,521
負債及び正味財産合計	4,074,184	30,974,564	35,048,748



2.2 正味財産増減計算書  
(2010年4月1日～2010年12月20日)

(単位:円)

科 目	最終事業年度	備 考
<b>I 一般正味財産増減の部</b>		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
①基本財産運用益		
基本財産受取利息	30,092	
②受取会費		
正会員受取会費	5,440,000	
学生会員受取会費	150,000	
公共会員受取会費	56,000	
賛助会員受取会費	3,600,000	
③事業収益		
会誌公告収入	980,616	
会誌定期購読収入	90,000	
会誌別刷収入	164,475	
参加費等収入	10,876,770	
研究会登録費等収入	1,536,000	
受取民間委託費	1,458,000	
④受取寄付金	1,000,000	
⑤雑収益		
受取利息	282	
雑収入	410,289	
⑥ 他会計からの繰入額		
本部助成金		
支部助成金		
経常収益計	25,792,524	
(2) 経常費用		
①事業費		
給与手当	3,394,500	
臨時雇賃金	253,000	
退職給付費用	196,875	
福利厚生費	403,232	
会議費	170,559	
旅費交通費	871,290	
通信費	168,670	
減価償却費		
消耗品費	210,049	
印刷製本費(会誌)	2,574,705	
別刷費(会誌)	152,250	
通信運搬費(会誌)	372,961	
講習会等開催費	4,097,192	
賃貸料	2,048,994	
諸謝金	750,573	
表彰経費	82,500	
支払助成金		
支払手数料		
支払分担金	16,664	
雑費	132,610	
②管理費		

給与手当	3,394,500		
臨時雇賃金			
退職給付費用	196,875		
福利厚生費	403,231		
通勤手当	352,500		
会議費	52,307		
旅費交通費	84,940		
通信費	306,455		
減価償却費	57,787		
消耗品費	1,127,714		
賃貸料	1,071,840		
光熱水料費	269,855		
諸謝金			
支払助成金			
支払手数料	294,000		
支払分担金			
雑費	30,427		
経常費用計	23,539,055		
当期経常増減額	2,253,469		
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0		
経常外収益計	0		
(2) 経常外費用	0		
経常外費用計	0		
当期経常外増減額	0		
当期正味財産増減額	2,253,469		
正味財産期首残高	607,052		
正味財産期末残高	2,860,521		
II 指定正味財産の部			
指定正味財産期首残高	20,000,000		
指定正味財産期末残高	20,000,000		
III 正味財産期末残高	22,860,521		



## 2.2-付 正味財産増減計算書 内訳表

(2010年4月1日～2010年12月20日)

※会計および事業区分は、一般社団法人への移行申請区分に対応

(単位:円)

科 目	実施事業会計													法人会計	内部取引 控除	合計	
	第1 学会誌	第2 レオロジー討論 会	その他 年会	その他 講習会 (分散系)	その他 講習 レオロ ジークラシッ ク	その他 レオロ ジープ ニングセ ミナー	その他 講習会 (食品)	その他 レオロ ジ 講座	レオロ ジ フ ォ ー ム	委託研究	表彰	例会	共通				小計
当期経常増減額	△ 2,861,519	△ 731,602	△ 534,368	465,266	534,440	666,530	155,189	92,149	△ 35,000	1,458,000	△ 61,675	62,109	0	△ 790,481	3,043,950	0	2,253,469
2. 経常外増減の部																	
(1) 経常外収益																	
受取寄付金収入						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用																	
国際会議準備費用																	
経常外費用計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額														0			
当期一般正味財産増減額	△ 2,861,519	△ 731,602	△ 534,368	465,266	534,440	666,530	155,189	92,149	△ 35,000	1,458,000	△ 61,675	62,109	0	△ 790,481	3,043,950	0	2,253,469
一般正味財産期首残高			0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	607,052		607,052
一般正味財産期末残高	△ 2,861,519	△ 731,602	△ 534,368	465,266	534,440	666,530	155,189	92,149	△ 35,000	1,458,000	△ 61,675	62,109	0	△ 790,481	3,651,002	0	2,860,521
II 指定正味財産増減の部																	
一般正味財産への振替額																	
当期指定正味財産減少額														0			
指定正味財産期首残高														0	20,000,000		20,000,000
指定正味財産期末残高														0	20,000,000		20,000,000
III 正味財産期末残高	△ 2,861,519	△ 731,602	△ 534,368	465,266	534,440	666,530	155,189	92,149	△ 35,000	1,458,000	△ 61,675	62,109	0	△ 790,481	23,651,002	0	22,860,521

## 2.3 計算書類に関する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却について  
什器備品は法人税法に定める定額法によります。
- (2) 引当金の計上基準について  
退職給与引当金 在職者の当期末における退職金の要支給額相当額を計上している。
- (3) 資金の範囲について  
資金の範囲については、流動資産（現金預金）、および流動負債（前受会費、預り金）である。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(本部)

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産 定期預金	20,000,000			20,000,000
特定資産 退職給付引当資産	6,534,000	393,750		6,927,750
合計	26,534,000	393,750		26,927,750

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産 定期預金	20,000,000	20,000,000		
特定資産 退職給付引当資産	6,927,750		6,927,750	6,927,750
合計	26,927,750	20,000,000	6,927,750	6,927,750

### 4. 担保に供している資産

該当事項はない。

### 5. 固定資産の取得価格、減価償却累計額および当期末残高は次の通りである。

(本部)

(単位：円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
KRP 権利金	765,600	0	765,600
什器備品 パソコン ARO-SYSTEM	102,000	86,062	15,938
" Lesance DT	106,130	89,546	16,584
" Lesance DT	120,888	52,888	68,000
合計	1,094,618	228,496	866,122

### 6. 保証債務

該当事項はない。

### 7. 支部・研究会の現金残高は各支部長、主査からの報告に基づいている。

### 8. その他

- (1) 受取寄付金は、英弘精機株式会社からの金銭による寄付である。
- (2) 未収会費 136,000 円 (2010 年度会費×17 名) がある。
- (3) 仮受金は、委託研究仮受金であり、委託研究規程に基づき研究担当者の請求に応じて支払われるものである。

## 2.4 附属明細書

### 1. 基本財産および特定資産の明細

「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）に定める附属明細書の記載上の留意事項に従い、財務諸表の注記2及び3に記載しているため、内容の記載を省略します。

### 2. 引当金の明細

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給与引当金	6,534,000	393,750			6,927,750

## 2.5 財産目録

(2010年12月20日現在)

(単位: 円)


科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金手元有高	164,020		
現金手元有高 (支部)	44,787		
現金手元有高 (研究会)	403,960		
郵便振替 (ゆうちょ銀行109店)	1,390,469		
郵便振替 (ゆうちょ銀行) (研究会)	94,070		
通常預金 (ゆうちょ銀行宇都宮店) (研究会)	322,079		
普通預金 (みずほ銀行出町支店)	469,250		
普通預金 (三菱東京UFJ銀行出町支店)	381,938		
普通預金 (三井住友銀行京都支店)	80,795		
普通預金 (三菱東京UFJ銀行京都支店)	63,406		
普通預金 (三菱東京UFJ銀行出町支店)	2,495,687		
普通預金 (三重銀行三重大学駅前支店) (支部)	89,996		
普通預金 (三井住友銀行佐倉支店) (研究会)	274,765		
普通預金 (京都銀行三室戸支店) (研究会)	283,823		
普通預金 (三菱東京UFJ銀行野並支店鳴子出張所) (研究会)	250,128		
普通預金 (みずほ銀行徳島支店) (研究会)	296,964		
普通預金 (西日本シティ美しが丘出張書) (研究会)	100,154		
普通預金 (住友SBIネット銀行イチゴシテン) (研究会)	48,585		
流動資産合計		7,254,876	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金 (三井住友銀行京都支店)	10,000,000		
定期預金 (三菱東京UFJ銀行京都支店)	10,000,000		
基本財産合計	20,000,000		
(2) 特定資産			
退職給付引当資産			
普通預金 (みずほ銀行出町支店)	393,750		
定期預金 (三菱東京UFJ銀行出町支店)	6,534,000		
特定資産合計	6,927,750		
(3) その他固定資産			
KRP権利金 (床面積 37.32㎡ 無期借用)	765,600		
什器・備品 (パソコン SOTEC・ARO-SYSTEM)	100,522		
その他固定資産計	866,122		
固定資産合計		27,793,872	
資 産 合 計			35,048,748
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,400,790		
前受会費	1,364,000		
仮受金	2,495,687		
流動負債合計		5,260,477	
2. 固定負債			
退職給付引当金 職員に対する退職債務	6,927,750		
固定負債合計		6,927,750	
負 債 合 計			12,188,227
正味財産			22,860,521

## 最終事業年度に係る監査報告書

社団法人日本レオロジー学会の2010年4月1日から2010年12月20日までの特別民法法人としての最終事業年度における業務及び財務諸表、すなわち、貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む）、損益計算書（正味財産増減計算書内訳表を含む）並びに附属明細書について、法令及び定款に基づき監査を行った結果、正当かつ妥当なことを確認します。

2011年1月19日

一般社団法人日本レオロジー学会

監 査 人 藤 井 洋 基 

監 査 人 高 橋 秀 郎 



(参) 特例民法法人としての最終事業年度事業等の状況

(2010年4月1日～2010年12月20日)

1. 事業の状況

本会の目的を達成するため、次の事業を実施した。

(1) 研究発表会・講演会の開催

1) 2010年通常総会	2010年5月13日	(東京都)
2) 第37年会	2010年5月13日, 14日	(東京都)
3) 講話「レオロジー・クラシック」2010	2010年6月11日	(京都市)
4) 講習会：第9回技術としての分散系レオロジー講習会	2010年7月9日	(東京都)
5) The 5 <sup>th</sup> Pacific Rim Conference on Rheology (PRCR-5)	2010年8月1日～6日	(札幌市)
6) 第58回レオロジー討論会	2010年10月4日～6日	(仙台市)
7) 第12回レオロジー・フォーラム	2010年10月5日	(仙台市)
8) 京葉地区特別企画 レオロジーイブニングセミナー	2010年10月15日, 22日, 29日	(袖ヶ浦市他)
9) 第9回食品レオロジー講習会	2010年11月12日, 13日	(東京都)
10) 第30回レオロジー講座	2010年12月2日, 3日	(京都市)

支部, 研究会

東日本支部

中部支部

西日本支部

1) 第3回西日本支部学生ワークショップ

2010年10月3日

(仙台市)

材料レオロジー研究会

関東地区レオロジー研究会

2) 第51回関東地区レオロジー研究会

2010年9月6日

(東京都)

高分子加工技術研究会

3) 高分子加工技術研究会第73回例会

2010年6月11日

(名古屋市)

4) 第22回高分子加工技術討論会

2010年10月25日, 26日

(名古屋市)

分散系及び界面物性研究会

5) Mini-symposium on Food Physics and Rheology

2010年4月21日

(宇治市)

エレクトロレオロジー研究会

6) エレクトロレオロジー研究会第30回例会

2010年12月12日, 13日

(米沢市)

関西レオロジー研究会

7) 関西レオロジー研究会第59回講演会

2010年7月22日

(宇治市)

8) 関西レオロジー研究会第60回記念講演会

2010年11月26日

(京都市)

9) 第14回見学会

2010年12月10日

(栗東市)

サイコロロジー研究会

10) 第4回サイコロロジー研究会

2010年6月4日

(東京都)

11) 第5回サイコロロジー研究会

2010年12月19日

(東京都)

ナノレオロジー研究会

12) 第2回ナノレオロジー研究会

2010年7月22日, 23日

(東京都)

(2) 学会誌その他刊行物の発行

1) 日本レオロジー学会誌 第38巻2号～38巻5号	3回発行
2) 日本レオロジー学会第37年会講演予稿集	1回発行
3) 講話「レオロジー・クラシック」2010要旨	1回発行
4) 講習会：技術としての分散系レオロジー講習会 テキスト	1回発行
5) PRCR-5 Abstracts	1回発行
6) 第58回レオロジー討論会 要旨集	1回発行
7) 第12回レオロジー・フォーラム 要旨	1回発行
8) 第9回食品レオロジー講習会 テキスト	1回発行
9) 第30回レオロジー講座 テキスト	1回発行

(3) 研究及び調査の実施

委託研究1件

(4) 研究の奨励及び研究業績の表彰

1) 功績賞, 学会賞, 技術賞, 奨励賞及び論文賞贈呈

功績賞 薄井 洋基君 非ニュートン流体の乱流および塗布に関する研究とレオロジーの普及に関する功績

学会賞 鳴海 敬倫君 複雑流体の構造変化と流動性に関する研究

技術賞 中川 泰治君, 上田 隆宣君

		特徴化粧品（オールインワン）製剤開発におけるレオロジーの応用
奨励賞	赤堀 敬一君	束縛空間におけるポリスチレンのガラス転移に関する研究
	羅 亮皓君	ダブルネットワークゲルおよび高分子ブレンド ER 流体の構造特性とダイナミクスに関する研究
論文賞	高取 永一君	工業用ポリエチレンの材料特性の分子量分布依存性 (会誌, 36 巻, pp175-180, 2008)
	増淵 雄一君	Primitive Chain Network Simulations of Conformational Relaxation for Individual Molecules in the Entangled State (会誌, 36 巻, pp181-185, 2008)

2) Best Presentation 賞贈呈

石綿 友樹君	高粘性微小液滴の射出と制御
山崎 春菜君	均一鎖長のダングリグ鎖を有するエラストマーの動的粘弾性挙動
平本 啓介君	ポリイソブレンとポリ (4-tert-ブチルスチレン) の均一ブレンド系のダイナミクス : 局所的不均一性
堀 耕一郎君	光の反射測定に基づく高分子薄膜の膜間動力学

(5) 関連学術団体との連絡及び協力

共催事業

日本学術会議第 59 回理論応用力学講演会	2010 年 6 月 8 日～10 日	(東京都)
日本学術会議第 54 回材料工学連合講演会	2010 年 10 月 25 日～27 日	(京都市)

協賛事業

1) プラスチック成形加工学会第 117 回講演会	2010 年 4 月 23 日	(東京都)
2) 食品ハイドロコロイドセミナー2010	2010 年 5 月 20 日	(東京都)
3) 第 21 回食品ハイドロコロイドシンポジウム	2010 年 5 月 21 日	(東京都)
4) 平成 22 年度(第 41 回)塑性加工春季講演会	2010 年 5 月 28 日～30 日	(調布市)
5) 第 15 回高分子計算科学研究会講座	2010 年 6 月 1 日	(東京都)
6) 第 21 回プラスチック成形加工学会年次大会	2010 年 6 月 1 日, 2 日	(東京都)
7) 第 21 回プラスチックプロセスセミナー	2010 年 6 月 18 日	(東京都)
8) プラスチック成形加工学会第 118 回講演会	2010 年 6 月 23 日	(東京都)
9) 2010 年度(第 48 回)日本接着学会年次大会	2010 年 6 月 24 日, 25 日	(吹田市)
10) 第 11 回成形加工実践講座(材料編)	2010 年 7 月 2 日	(東京都)
11) 第 163 回ゴム技術シンポジウム	2010 年 7 月 2 日	(東京都)
12) 日本ゴム協会第 46 回夏期講座	2010 年 7 月 8 日, 9 日	(東京都)
13) 第 38 回可視化情報シンポジウム	2010 年 7 月 20 日, 21 日	(東京都)
14) プラスチック成形加工学会第 119 回講演会	2010 年 7 月 29 日	(東京都)
15) 構造解析のための有限要素法入門	2010 年 7 月 29 日, 30 日	(横浜市)
16) 第 40 回初心者のための有限要素法講習会 第 1 部	2010 年 7 月 29 日, 30 日	(京都市)
17) 第 30 回疲労講座	2010 年 8 月 6 日	(大阪市)
18) 第 40 回初心者のための有限要素法講習会 第 2 部	2010 年 8 月 19 日, 20 日	(京都市)
19) 第 12 回初心者のための疲労設計講習会	2010 年 8 月 23 日, 24 日	(名古屋市)
20) 第 13 回初心者のための疲労設計講習会	2010 年 8 月 26 日, 27 日	(東京都)
21) 講習会 ゴムの力学入門コース	2010 年 8 月 27 日	(東京都)
22) 2010 年 JCOM 若手シンポジウム	2010 年 8 月 27 日, 28 日	(豊岡市)
23) 初心者のためのフェーズフィールド法講習会	2010 年 9 月 2 日, 3 日	(京都市)
24) 第 52 回顔料入門講座	2010 年 9 月 2 日, 3 日, 9 日, 10 日	(習志野市)
25) 日本流体力学会 年会 2010	2010 年 9 月 9 日～11 日	(札幌市)
26) 第 12 回成形加工テクニクスシリーズ講座	2010 年 9 月 13 日	(東京都)
27) 2010 年度計算力学技術者資格認定事業	2010 年 9 月 18 日～12 月 11 日	(東京都他)
28) 可視化情報学会全国講演会	2010 年 10 月 7 日, 8 日	(霧島市)
29) 第 22 回高分子基礎物性研究会講座	2010 年 10 月 13 日, 14 日	(東京都)
30) 第 165 回ゴム技術シンポジウム	2010 年 10 月 15 日	(東京都)
31) 第 61 回塑性加工連合講演会	2010 年 10 月 15 日～17 日	(米沢市)
32) 第 30 回疲労シンポジウム	2010 年 10 月 28 日～30 日	(高知市)
33) 第 57 回界面科学部会秋季セミナー	2010 年 11 月 4 日, 5 日	(箱根市)
34) 第 166 回ゴム技術シンポジウム	2010 年 11 月 11 日, 12 日	(東京都)
35) 界面コロイドラーニング(関西)	2010 年 11 月 11 日, 12 日	(吹田市)
36) 第 18 回プラスチック成形加工学会秋季大会	2010 年 11 月 12 日, 13 日	(神戸市)
37) 高分子材料の耐久性評価に関する講習会	2010 年 11 月 19 日	(名古屋市)
38) 第 35 回顔料物性講座	2010 年 11 月 19 日	(東京都)
39) 結晶方位と組織の制御講習会	2010 年 11 月 24 日	(大阪市)
40) 材料化学システム工学討論会	2010 年 12 月 4 日, 5 日	(京都市)
41) 日本油脂学会食品油脂機能構造部会セミナー	2010 年 12 月 10 日	(東京都)

## 2. 会議

- 1) 通常総会 2010年5月13日  
2) 理事会

第1回	2010年4月20日
第2回	2010年5月13日
第3回	2010年8月30日
第4回	2010年10月4日

## 3) 編集委員会

- 第1回 2010年5月14日  
第2回 2010年10月6日

## 3. 会員の異動

		正会員	名誉会員	学生会員	公共会員	賛助会員
2010年3月31日現在		849	9	41	11	43事業所50口
2010年4月1日 ～	入会	34		47		
	増口	—	—	—	—	
2010年12月20日	退会	75	1	21	2	1
	減口	—	—	—	—	4
2010年12月20日現在		808	8	67	9	42事業所46口

## 議案3. 一般社団法人日本レオロジー学会 会費規程の修正

第1条 一般社団法人日本レオロジー学会会員は、定款第7条により入会金及び会費を納めなければならない。

第2条 入会金は無料とする。

第3条 本会の会費は、以下のとおりとする。

正会員	8,000円
学生会員	2,500円
公共会員	8,000円
賛助会員(1口)	80,000円

名誉会員は、会費の納入を必要としない。

第4条 この規程の変更は、総会の議決を得て行うものとする。

付則 この規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。